

第5号議案

豊後大野市情報公開条例及び豊後大野市個人情報保護条例の一部改正について

豊後大野市情報公開条例及び豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月27日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正等に伴い、関係条例の一部改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市情報公開条例及び豊後大野市個人情報保護条例の一部を改正する
条例

(豊後大野市情報公開条例の一部改正)

第1条 豊後大野市情報公開条例（平成17年豊後大野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

(豊後大野市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 豊後大野市個人情報保護条例（平成17年豊後大野市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第3号ウ中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第30条第3項中「第29条」を「前条」に改める。

第31条中「審査会は、」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中第30条及び第31条の改正規定は、公布の日から施行する。